

ストレス(心理的負荷)による 精神障害の労災認定基準の策定

～うつ病など精神障害の労災認定基準が分かりやすくなりました。～

近年、仕事によるストレスが関係した精神障害の労災請求件数が大幅に増加しています。
厚生労働省では、精神障害に係る労災について、より迅速な判断ができるよう、また、わかりやすい基準となるよう、平成23年12月に認定基準を新たに定めました。

1 精神障害の労災認定要件

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること (ex.うつ病、急性ストレス反応等)
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因 (精神障害の既往歴、アルコール依存の状況等) により発病したとは認められないこと

2 認定基準のポイント

- ① 分かりやすい心理的負荷評価表(ストレスの強度の評価表)を定めた。
(具体的出来事(「達成困難なノルマを課された」「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」等)を列挙し、その平均的な心理的負荷の強度を3段階で表示。)
- ② 強い心理的負荷となる時間外労働時間数等を明示した。
(発病直前の連続した2か月間に1月当たり約**120**時間以上、発病直前の連続した3か月間に1月当たり約**100**時間以上等)
- ③ いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが始まり、発病まで継続していたときは、それが始まった時点からの心理的負荷を評価することにした。
- ④ これまで全ての事案について必要としていた精神科医の合議による判定を、判断が難しい事案のみに限定した。

3 労災認定事例

Aさんは、総合衣料販売店に営業職として勤務していたところ、異動して係長に昇格し、主に新規顧客の開拓などに従事することとなった。新部署の上司はAさんに対して連日のように叱責を繰り返し、その際には「辞めてしまえ」「死ね」といった発言や書類を投げつけるなどの行為を伴うことも度々あった。

係長に昇格してから3か月後、抑うつ気分、睡眠障害などの症状が生じ、精神科医を受診したところ「うつ病」と診断された。

<判断>

- ① 上司のAさんに対する言動には、人格や人間性を否定するようなものが含まれており、それが執拗に行われている状況も認められることから、心理的負荷評価表に基づく心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。
- ② 業務以外の心理的負荷、個体側要因はいずれも顕著なものはなかった。
上記①②により、Aさんは労災認定された。

電話相談専用 東京都ろうどう110番 0570-00-6110

TOKYOはたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

詳細は労働相談情報センター・各事務所へお問い合わせください

飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110

亀戸 03-3637-6110 国分寺 042-321-6110 八王子 042-645-6110

東京都産業労働局



R100